

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年6月13日（令和6年（行情）諮問第697号ないし同第701号）

答申日：令和7年3月12日（令和6年度（行情）答申第991号ないし同第995号）

事件名：登録されている「研究本部及び各学校の研究成果」に該当する文書（衛生関係）の一部開示決定に関する件（文書の特定）

登録されている「研究本部及び各学校の研究成果」に該当する文書（人事関係）の開示決定に関する件（文書の特定）

登録されている「研究本部及び各学校の研究成果」に該当する文書（訓練関係）の開示決定に関する件（文書の特定）

登録されている「研究本部及び各学校の研究成果」に該当する文書（開発関係）の開示決定に関する件（文書の特定）

登録されている「研究本部及び各学校の研究成果」に該当する文書（研究関係）の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる5文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書5」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる92文書（以下、順に本件請求文書1に係るものを「文書1」ないし「文書27」、本件請求文書2に係るものを「文書28」ないし「文書30」、本件請求文書3に係るものを「文書31」ないし「文書62」、本件請求文書4に係るものを「文書63」ないし「文書85」、本件請求文書5に係るものを「文書86」ないし「文書92」といい、第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その全部又は一部を開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成29年8月25日付け防官文第12652号ないし同第12656号により行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分5」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。

### (1) 審査請求書

#### ア 諮問第697号（原処分1関係）

他にも文書が存在するはずである。

本件各開示決定で特定された文書には、いずれも最近のものがないのは不自然である。改めて文書を特定し直すべきである。

#### イ 諮問第698号（原処分2関係）

(ア) 上記アと同じ

(イ) 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁。別紙1（略））である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(ウ) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていないならば、改めてその特定を求めるものである。

(エ) 特定されたPDFファイルが本件対象文書（第2においては、各原処分の対象である文書を指す。）の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(オ) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めて

その特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

ウ 諮問第699号（原処分3関係）

（ア）上記アと同じ

（イ）上記イ（イ）と同じ

また紙媒体のみで電磁的記録が存在しないとしているものについては、改めて電磁的記録の確認を求める。

（ウ）上記イ（ウ）と同じ

（エ）上記イ（エ）と同じ

（オ）上記イ（オ）と同じ

エ 諮問第700号（原処分4関係）

（ア）上記アと同じ

（イ）上記ウ（イ）と同じ

（ウ）上記イ（ウ）と同じ

（エ）上記イ（エ）と同じ

（オ）上記イ（オ）と同じ

オ 諮問第701号（原処分5関係）

（ア）上記アと同じ

（イ）上記ウ（イ）と同じ

（ウ）上記イ（ウ）と同じ

（エ）上記イ（エ）と同じ

（オ）上記イ（オ）と同じ

（2）意見書（添付資料は省略する。）

諮問第697号ないし同701号共通

意見：以下の理由から他に文書が存在することは明らかである。

当該各対象文書の請求に当たって根拠としたのが、「平成22年度研究本部史」（開示請求受付番号：2012.9.14一本本B585）に記載された「（1）研究本部及び各学校の平成22年度研究成果97年（原文ママ）を登録し、研究資料の蓄積（データベース化）を実施した」（添付ファイル（略）『（開示実施）B585「答申後1枚」』）との記述である。

この記述から、研究資料のデータベース化が毎年行われていることが明らかである。

本件各対象文書で特定された文書は平成22年前後のものばかりだが、請求時（平成29年）にはそれ以降の文書がデータベース化されているはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第697号（原処分1関係）

（1）経緯

原処分1に関する開示請求（以下「本件開示請求1」という。）は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書27を特定し、平成29年8月25日付け防官文第12652号により、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った。

諮問第697号の前提となる審査請求（以下「本件審査請求1」という。）は、原処分1に対して提起されたものである（諮問庁は、理由説明書において「それらの審査請求を併合し諮問する。」としたのは誤記である旨説明した。）。

なお、本件審査請求1について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## （2）法5条該当性について

文書19及び文書20の「協力」の項のそれぞれ一部については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

## （3）審査請求人の主張について

審査請求人は、「他にも文書が存在するはずである」としているが、文書1ないし文書27のほかに本件開示請求1に係る行政文書は保有していない。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

## 2 諮問第698号（原処分2関係）

### （1）経緯

原処分2に関する開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書28ないし文書30を特定し、平成29年8月25日付け防官文第12653号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分2）を行った。

諮問第698号の前提となる各審査請求（以下、併せて「本件審査請求2」という。）は、原処分2に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求2について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年9か月及び約6年

8 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するはずである」としているが、文書28ないし文書30のほかに本件開示請求2に係る行政文書は保有していない。

イ 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、原処分2で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、文書28ないし文書30の一部はいわゆる文書作成ソフトで作成された行政文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録も特定している。

ウ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求2に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

エ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが文書28ないし30の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、文書28ないし文書30と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

オ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2を維持することが妥当である。

3 諮問第699号（原処分3関係）

(1) 経緯

原処分3に関する開示請求（以下「本件開示請求3」という。）は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書31ないし文書62を特定し、平成29年8月25日付け防官文第12654号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分3）を行った。

諮問第699号の前提となる各審査請求（以下、併せて「本件審査請求3」という。）は、原処分3に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求3について、審査請求が提起されてから情報公

開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年9か月及び約6年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 審査請求人の主張について

ア 上記2(2)アと同じ(ただし、「文書28ないし文書30」を「文書31ないし文書62」に、「本件開示請求2」を「本件開示請求3」に改める。)

イ 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、原処分3で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定し、また紙媒体のみで電磁的記録が存在しないとしているものについては、改めて電磁的記録の確認を求めらるが、文書31ないし文書62のうち、文書31、文書33ないし文書42、文書45ないし文書47、文書50、文書51、文書56ないし文書60及び文書62は、それぞれいわゆる文書作成ソフトで作成された電磁的記録であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録も特定している。また、それ以外については、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

ウ 上記2(2)ウと同じ(ただし、「本件開示請求2」を「本件開示請求3」に改める。)

エ 上記2(2)エと同じ(ただし、「文書28ないし文書30」を「文書31ないし文書62」に改める。)

オ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分3を維持することが妥当である。

4 諮問第700号(原処分4関係)

(1) 経緯

原処分4に関する開示請求(以下「本件開示請求4」という。)は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書63ないし文書85を特定し、平成29年8月25日付け防官文第12655号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分4)を行った。

諮問第700号の前提となる各審査請求(以下、併せて「本件審査請求4」という。)は、原処分4に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求4について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年9か月及び約6年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、

諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 審査請求人の主張について

ア 上記2(2)アと同じ(ただし、「文書28ないし文書30」を「文書63ないし文書85」に、「本件開示請求2」を「本件開示請求4」に改める。)

イ 上記3(2)イと同じ(ただし、「原処分3」を「原処分4」に、「文書31ないし文書62のうち、文書31、文書33ないし文書42、文書45ないし文書47、文書50、文書51、文書56ないし文書60及び文書62」を「文書63ないし文書85のうち、文書63、文書67、文書68、文書70、文書75、文書81及び文書82」に改める。)

ウ 上記2(2)ウと同じ(ただし、「本件開示請求2」を「本件開示請求4」に改める。)

エ 上記2(2)エと同じ(ただし、「文書28ないし文書30」を「文書63ないし文書85」に改める。)

オ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分4を維持することが妥当である。

5 諮問第701号(原処分5関係)

(1) 経緯

原処分5に関する開示請求(以下「本件開示請求5」という。)は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書86ないし文書92を特定し、平成29年8月25日付け防官文第12656号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分5)を行った。

諮問第701号の前提となる各審査請求(以下、併せて「本件審査請求5」という。)は、原処分5に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求5について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年9か月及び約6年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 審査請求人の主張について

ア 上記2(2)アと同じ(ただし、「文書28ないし文書30」を「文書86ないし文書92」に、「本件開示請求2」を「本件開示請求5」に改める。)

イ 上記3(2)イと同じ(ただし、「原処分3」を「原処分5」に、「文書31ないし文書62のうち、文書31、文書33ないし文書4

2、文書45ないし文書47、文書50、文書51、文書56ないし文書60及び文書62」を「文書86ないし文書92のうち、文書87及び文書88」に改める。）

ウ 上記2（2）ウと同じ（ただし、「本件開示請求2」を「本件開示請求5」に改める。）

エ 上記2（2）エと同じ（ただし、「文書28ないし文書30」を「文書86ないし文書92」に改める。）

オ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分5を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年6月13日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第697号ないし同第701号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年7月23日 審査請求人から意見書を収受（同上）
- ④ 令和7年3月6日 令和6年（行情）諮問第697号ないし同第701号の併合及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部又は一部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求において、審査請求人が開示請求書に記載した「請求する行政文書の名称等」は、「登録されている「研究本部及び各学校の研究成果」に該当する文書の全て。（特定する範囲は文書のタイトルが分かる頁のみ。）」であるところ、「（裏面に出典をプリントアウト）」と併記され、当該プリントアウトには「研究本部及び各学校の平成22年度研究成果97件を登録し、研究資料の蓄積（データベース化）を実施した。」との記載があったことから、本件開示請求の対象となるのは、陸上自衛隊研究本部（現在は組織の名称変更により陸上自衛隊教育訓練研究本部。以下同じ。）及び陸上自衛隊における各種学校の平成22年度研究成果97件の文書の各タイトルが分かる

頁であると解した。

イ 本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部及び陸上自衛隊における各種学校において陸上自衛隊の部隊運用についての調査研究を行った成果を陸上幕僚長宛てに報告した文書の表紙等であり、陸上自衛隊教育訓練研究本部において保有していたことから、これを特定したものである。

なお、「平成22年度研究成果97件」について、特定された文書が92文書であるのは、文書60及び文書61においては、それぞれ3件の研究成果が1文書にまとめられていること及び「登録されている「研究本部及び各学校の研究成果」に該当する文書の全て。

(特定する範囲は文書のタイトルが分かる頁のみ) ①運用関係」を請求文書とする別件開示決定において残る1件の研究成果に関する文書が開示されていることによるものである。

ウ 本件審査請求を受け、本件対象文書を保有していた陸上自衛隊教育訓練研究本部において、机、書庫及びパソコン上の共有フォルダ内等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) そこで検討するに、諮問書に添付された本件開示請求書(写し)の「請求する行政文書の名称等」欄及び同請求書に添付された資料の各記載が、諮問庁が説明するとおりの内容であることに照らせば、本件対象文書の特定に関する上記(1)ア及びイの諮問庁の説明内容に不自然、不合理な点はなく、他にこれを覆すに足りる事情もない。そうすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記第3の1(3)、同2(2)ア、同3(2)ア、同4(2)ア及び同5(2)アの諮問庁の説明を否定することはできない。

また、諮問庁が説明する上記(1)ウの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、上記第2の2(2)記載のとおり、開示請求時点(平成29年)においては、本件対象文書の外にも本件請求文書に該当する文書が存在しているはずである旨主張しているが、既に述べたとおり、本件においては、処分庁が、開示請求の対象となる文書を、陸上自衛隊研究本部及び陸上自衛隊における各種学校の平成22年度研究成果97件の文書の各タイトルが分かる頁であると解したことに問題はないから、これと異なる文書の開示を求める趣旨の審査請求人の上記主張は採用で

きない。

- (2) 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年9か月及び約6年8か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

#### 5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、その全部又は一部を開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

## 別紙

### 1 (本件請求文書)

#### (1) 本件請求文書1 (諮問第697号)

登録されている「研究本部及び各学校の研究成果」に該当する文書の全て。(特定する範囲は文書のタイトルが分かる頁のみ) ②衛生関係

#### (2) 本件請求文書2 (諮問第698号)

登録されている「研究本部及び各学校の研究成果」に該当する文書の全て。(特定する範囲は文書のタイトルが分かる頁のみ) ③人事関係

#### (3) 本件請求文書3 (諮問第699号)

登録されている「研究本部及び各学校の研究成果」に該当する文書の全て。(特定する範囲は文書のタイトルが分かる頁のみ) ④訓練関係

#### (4) 本件請求文書4 (諮問第700号)

登録されている「研究本部及び各学校の研究成果」に該当する文書の全て。(特定する範囲は文書のタイトルが分かる頁のみ) ⑤開発関係

#### (5) 本件請求文書5 (諮問第701号)

登録されている「研究本部及び各学校の研究成果」に該当する文書の全て。(特定する範囲は文書のタイトルが分かる頁のみ) ⑥研究関係

### 2 特定された文書

(なお、各原処分通知書に記載された「開示する行政文書の名称」のうち、各諮問書に添付された開示実施文書の写しと対比して明白な誤記と認められる点については、当審査会において修正した。)

#### (1) 諮問第697号 (原処分1関係)

文書1 「将来衛生支援要領に関する研究」研究成果(終了報告)について(報告)(研本研第12号。23.3.15)(1枚目のみ)

文書2 装備品等の医学的人間工学研究成果報告(年次)(医実第34号。23.3.1)(1枚目のみ)

文書3 生物剤傷者の診断及び治療法に関する研究成果報告(年次)(医実第35号。23.3.1)(1枚目のみ)

文書4 病原微生物由来のタンパク質に関する研究成果報告(年次)(医実第36号。23.3.1)(1枚目のみ)

文書5 放射線障害の予防・治療法に関する研究成果報告(年次)(医実第37号。23.3.1)(1枚目のみ)

文書6 過酷な状況下における精神的・肉体的影響に関する研究(1枚目のみ)

文書7 過酷な状況下における携行糧食長期間摂取の肉体的影響(1枚目のみ)

文書8 過酷な状況が肉体に及ぼす整形外科的研究(1枚目のみ)

- 文書 9 国際平和協力活動における感染症予防に関する研究（1枚目のみ）
- 文書 10 突然死予防のための予見因子（特にメタボリックシンドロームの関与）に関する研究（1枚目のみ）
- 文書 11 音響性聴器障害の予防と治療に関する研究（1枚目のみ）
- 文書 12 消化器の疾病予防・治療に関する研究（1枚目のみ）
- 文書 13 血管内皮細胞機能の非侵襲的測定法に関する研究（1枚目のみ）
- 文書 14 白血球機能制御に関する研究（1枚目のみ）
- 文書 15 自衛隊員における食物依存性運動誘発性アナフィラキシー（F E I A n）の疫学調査に関する研究（1枚目のみ）
- 文書 16 ストレス環境下での急性心因性反応の予防・治療に関する研究（1枚目のみ）
- 文書 17 胃癌におけるリンパ球節転移以外の壁外非連続性癌浸潤巢の臨床的意義に関する研究（1枚目のみ）
- 文書 18 腎疾患の免疫組織学的研究（1枚目のみ）
- 文書 19 肝疾患の診断治療に関する研究（1枚目のみ）
- 文書 20 後発医薬品の品質に関する研究（1枚目のみ）
- 文書 21 妊娠・出産が環境ストレスとして成熟女性（隊員）に及ぼす影響（1枚目のみ）
- 文書 22 母乳中に含まれる環境化学物質の調査研究（1枚目のみ）
- 文書 23 弱毒生（なま）ウイルスワクチンの品質向上、生産性向上に関する研究（1枚目のみ）
- 文書 24 国際平和協力活動における衛生的危険因子に関する研究成果報告（年次）（医実第39号。23. 3. 1）（1枚目のみ）
- 文書 25 新型インフルエンザに対する感染予防に関する研究成果報告（終了）（医実第40号。23. 3. 1）（1枚目のみ）
- 文書 26 健康増進（1次予防）に関する研究成果報告（年次）（医実第38号。23. 3. 1）（1枚目のみ）
- 文書 27 戦傷患者の病態解明と重症分類に関する研究成果報告（年次）（医実第33号。23. 3. 1）（1枚目のみ）
- (2) 諮問第698号（原処分2関係）
- 文書 28 「人材の長期活用に関する研究」研究成果（終了報告）について（報告）（研本研第14号。23. 3. 18）（1枚目のみ）
- 文書 29 平成22年度研究成果（終了）について（報告）（小学企第208号。22. 12. 21）（1枚目のみ）
- 文書 30 「経空脅威と列国の防空体制」研究成果 高射学校（1枚目

のみ)

(3) 諮問第699号(原処分3関係)

- 文書31 陸自教範「用語集」研究成果(終了報告)について(報告)  
(研本研第10号。23.3.11)(1枚目のみ)
- 文書32 訓練資料「隊務遂行の手引」研究成果(終了報告)について  
(報告)(研本研第47号。22.6.11)(1枚目のみ)
- 文書33 陸自教範「会計」終了報告(研本研第70号。22.9.21)  
別冊第8(1枚目のみ)
- 文書34 陸自教範「広報」終了報告(研本研第70号。22.9.21)  
別冊第7(1枚目のみ)
- 文書35 陸自教範「通信」終了報告(研本研第70号。22.9.21)  
別冊第6(1枚目のみ)
- 文書36 陸自教範「人事」終了報告(研本研第70号。22.9.21)  
別冊第5(1枚目のみ)
- 文書37 陸自教範「衛生」終了報告(研本研第70号。22.9.21)  
別冊第4(1枚目のみ)
- 文書38 陸自教範「野外幕僚勤務」終了報告(研本研第70号。22.9.21)  
別冊第1(1枚目のみ)
- 文書39 陸自教範「情報」終了報告(研本研第70号。22.9.21)  
別冊第2(1枚目のみ)
- 文書40 陸自教範「兵站」終了報告(研本研第70号。22.9.21)  
別冊第3(1枚目のみ)
- 文書41 命題研究「衛生に係る教育訓練管理に関する研究」の研究成果  
について(報告)(衛学研第21号。22.8.30)(1枚目のみ)
- 文書42 「特殊武器防護(NBC偵察車)部隊訓練基準等」研究成果  
報告(中間)(化学研第9号。22.3.29)(1枚目のみ)
- 文書43 陸自教範「通信科運用」研究成果について(報告)(通学研  
第27号。22.6.30)(1枚目のみ)
- 文書44 「AH-64D射撃教育訓練基準」研究成果(中間)につい  
て(報告)(航学研第11号。22.11.26)(1枚目のみ)
- 文書45 陸自教範「航空科運用」(案)の作成について(報告)(航  
学研第14号。22.12.22)(1枚目のみ)
- 文書46 「シミュレーション訓練用教材の在り方」研究成果(終了)  
について(報告)(研本件第21号。23.4.8)(1枚目の  
み)
- 文書47 「各個訓練基準の改善」研究成果報告(化学研9号。23.  
3.17)(1枚目のみ)

- 文書48 「機関銃射撃教育訓練基準の改善」研究成果（終了報告）について（報告）（富学普第50号。23.3.31）（1枚目のみ）
- 文書49 「耐弾・耐爆の見積要領に関する研究」研究成果（中間）について（報告）（施学研第9号。23.3.18）（1枚目のみ）
- 文書50 「通信情報隊」研究成果報告（終了）（小学企第54号。23.4.12）別冊第1（1枚目のみ）
- 文書51 陸自教範「移動監視隊」研究成果報告（終了）（小学企第54号。23.4.12）別冊第4（1枚目のみ）
- 文書52 「射場施設に関する研究」研究成果（中間）について（報告）（施学研第10号。23.3.18）（1枚目のみ）
- 文書53 「訓練資料「野戦築城第2部」の改正」研究成果について（報告）（施学研第11号。23.3.18）（1枚目のみ）
- 文書54 訓練資料「野外給食」研究成果（終了報告）について（報告）（需学研第2号。23.3.17）（1枚目のみ）
- 文書55 訓練資料「07式機動支援橋」の作成」研究成果について（報告）（施学研第12号。23.3.18）（1枚目のみ）
- 文書56 訓練資料「ヘリコプター射撃」の改正研究成果報告（終了）について（報告）（航学研第4号。23.3.29）（1枚目のみ）
- 文書57 陸自教範「野戦特科情報・観測中隊」研究成果（終了報告）について（報告）（富学特第72号。23.3.14）（1枚目のみ）
- 文書58 陸自教範「野戦特科中隊」研究成果（終了報告）について（報告）（富学特第71号。23.3.18）（1枚目のみ）
- 文書59 陸自教範「野戦特科大隊」研究成果（終了報告）について（報告）（富学特第70号。23.3.14）（1枚目のみ）
- 文書60 陸自教範「戦車部隊本部管理中隊」、陸自教範「戦車中隊」及び陸自教範「偵察隊の小隊及び本部付隊」研究成果（終了報告）について（報告）（富学機第27号。23.3.16）（1枚目のみ）
- 文書61 陸自教範「普通科連隊本部管理中隊」、「普通科中隊」及び「重迫撃砲中隊」研究成果（終了報告）について（報告）（富学普第31号。23.3.16）（1枚目のみ）
- 文書62 陸自教範「高射特科運用」研究成果について（報告）（高学研第7号。23.3.20）（1枚目のみ）
- (4) 諮問第700号（原処分4関係）
- 文書63 火力戦闘指揮統制システム試験成果について（報告）（補統

- 通電第249号。22. 11. 4) (1枚目のみ)
- 文書64 装備の致死性等に関する研究(小型指向性ゴム散弾)試験成果報告(終了)(実験団第1137号。22. 10. 19) (1枚目のみ)
- 文書65 火力戦闘指揮統制システム試験成果報告(終了)(実験団第1136号。22. 10. 19) (1枚目のみ)
- 文書66 新空挺傘試験成果報告(終了)(実験団第1138号。22. 10. 19) (1枚目のみ)
- 文書67 「化学防護器資材の改善(個人用防護装備の改善)」研究成果報告(化学研第44号。22. 12. 20) (1枚目のみ)
- 文書68 化学防護器資材の改善(除染技術)」研究成果報告(化学研第43号。22. 12. 20) (1枚目のみ)
- 文書69 装軌車回収車試験成果報告(終了)(実験団第1139号。22. 10. 19) (1枚目のみ)
- 文書70 野外型指揮システムのフォローアップ 要求性能(案)研究成果(終了)(実験団第1251号。22. 11. 17) (1枚目のみ)
- 文書71 新野外通信システムのフォローアップ要求性能(案)研究成果報告(終了)(実験団第1252号。22. 11. 17) (1枚目のみ)
- 文書72 爆発物対処用無人車両試験成果報告(終了)(実験団第1140号。22. 10. 19) (1枚目のみ)
- 文書73 火力戦闘指揮統制システムソフトウェア維持管理性評価について(報告)(シス開第484号。22. 10. 20) (1枚目のみ)
- 文書74 装軌車回収車試験の成果について(報告)(補統火車第451号。22. 10. 7) (1枚目のみ)
- 文書75 「化学防護器資材の改善(新化学剤)」研究成果報告(化学研第10号。23. 3. 30) (1枚目のみ)
- 文書76 装輪車両の改善(装甲キャビン)試験成果について(報告)(実験団第301号。23. 3. 8) (1枚目のみ)
- 文書77 需品器資材の改善(防弾チョッキ2形(改)の改善)試験成果について(報告)(実験団第300号。23. 3. 8) (1枚目のみ)
- 文書78 治療・後送用器材等の改善研究(航空後送器材(CH用)の改善)試験成果について(報告)(実験団第303号。23. 3. 8) (1枚目のみ)
- 文書79 観測ヘリコプター(OH-1)の信頼性等の研究成果報告

- (年次)について(報告)(実験団第451号。23.4.12)  
(1枚目のみ)
- 文書80 射表の整備(99式自走155mmりゅう弾砲)試験成果について(報告)(実験団第302号。23.3.8)(1枚目のみ)
- 文書81 「補給整備性の要求基準」の見直しに関する研究成果について(報告)(補統装計第180号。23.3.31)(1枚目のみ)
- 文書82 「装備品の維持管理要領の検討に資する調査研究」研究成果(終了報告)(補統装計第181号。23.3.31)(1枚目のみ)
- 文書83 新空挺傘補給整備性試験成果について(報告)(補統需第26号。23.3.3)(1枚目のみ)
- 文書84 治療・後送用器材等の改善研究(手術器械セット等(方面隊用)の改善)試験成果について(報告)(実験団第304号。23.3.8)(1枚目のみ)
- 文書85 小型指向性ゴム散弾第9次試験成果について(報告)(補統弾第332号。22.10.22)(1枚目のみ)
- (5) 諮問第701号(原処分5関係)
- 文書86 第2次C4ISR部隊実験(第2師団)実験1の研究成果について(報告)(研本研第7号。23.2.9)(1枚目)
- 文書87 「C4I2部隊実験(第6師団)」研究成果(終了報告)について(報告)(研本研第6号。23.2.7)(1枚目)
- 文書88 「期待性能書(案)新ロケットシステム」研究成果(終了報告)について(報告)(研本研第89号。22.12.10)(1枚目)
- 文書89 「期待性能書(案)装輪装甲車(改)」研究成果(終了報告)について(報告)(研本研第88号。22.12.10)(1枚目)
- 文書90 「運用要求書(案)屋内用UAV」研究成果(終了報告)について(報告)(研本研第87号。22.12.10)(1枚目)
- 文書91 「統率・リーダーシップに関する研究」研究成果について(報告)(幹候学学第36号。23.3.29)(1枚目)
- 文書92 「運用教義に関する研究」研究成果(終了報告)について(報告)(研本研第8号。23.2.16)(1枚目)